

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード法人会員規約

改定前	改定後
第5条(カードご利用枠)	第5条(カードご利用枠)
3. 前2項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 (1)当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 (2)カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合	3. 本条に定めるカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 (1)当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 (2)カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
第26条(カードショッピング)	第26条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。	3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。
4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代え	4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代え

て、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。	て、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。 りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号	2. カード等の利用、請求内容等に係るお問合せおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。 りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号
(2025 年 1 月改定)	(2025 年 5 月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. (1)申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)	1. (1)申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)
(2)使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)	(2)使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)
2. 使用者等は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。	2. 使用者等は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。
(1)当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス	(1)新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
(2)当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発	(2)市場調査、商品開発

発	
(3)当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動	(3)宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
(4)当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信	(4)当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
(5)当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)	(5)当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)
個人情報の共同利用について	個人情報の共同利用について
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 https://www.resonacard.co.jp/corporate/privacy/
(2025 年 1 月改定)	(2025 年 5 月改定)

個人事業主特約

第4条(個人信用情報機関への登録・利用等)	第4条(個人信用情報機関への登録・利用等)																																		
<登録される情報とその期間> <table><tr><th rowspan="2">登録情報</th><th colspan="2">登録の期間</th></tr><tr><th>CIC</th><th>JICC</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報</td><td>—</td><td>譲渡日から1年以内</td></tr></table>	登録情報	登録の期間		CIC	JICC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内		④債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内	<登録される情報とその期間> <table><tr><th rowspan="2">登録情報</th><th colspan="2">登録の期間</th></tr><tr><th>株式会社シー・アイ・シー</th><th>株式会社日本信用情報機構</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報</td><td>—</td><td>譲渡日から1年以内</td></tr></table>	登録情報	登録の期間		株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内		④債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内
登録情報		登録の期間																																	
	CIC	JICC																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																																		
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内																																		
④債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内																																	
登録情報	登録の期間																																		
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																																		
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内																																		
④債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内																																	
<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp	<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp																																		
○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp																																		

電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp	
(2025 年 1 月改定)	(2025 年 5 月改定)
V21005(24.12)	V21005(25.04)RCD